主索又は鎖で吊るエレベーター

機械室あり・なしを明確にするため必ずチェックを入れる。

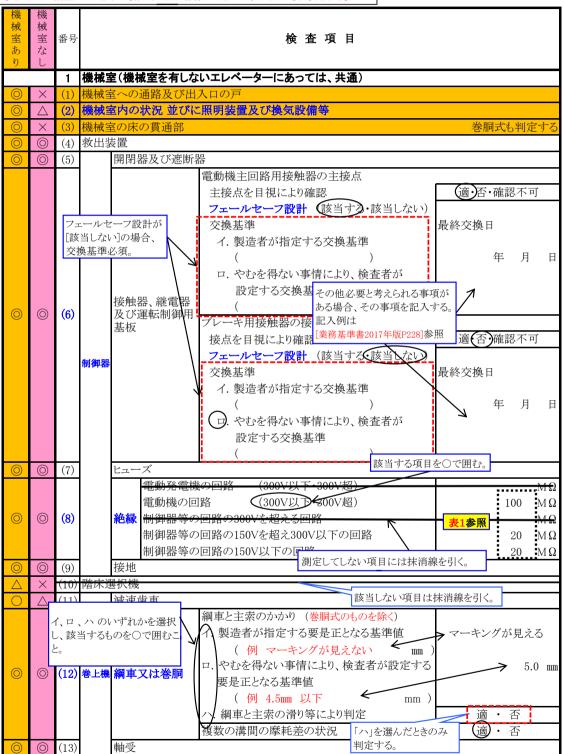
検査結果表

[機械室あり、機械室なし]

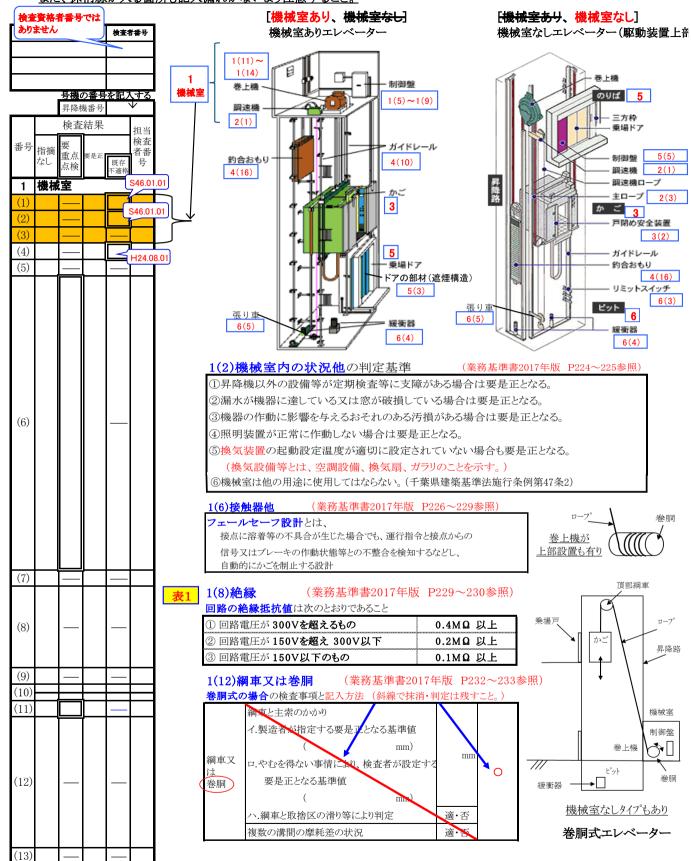
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

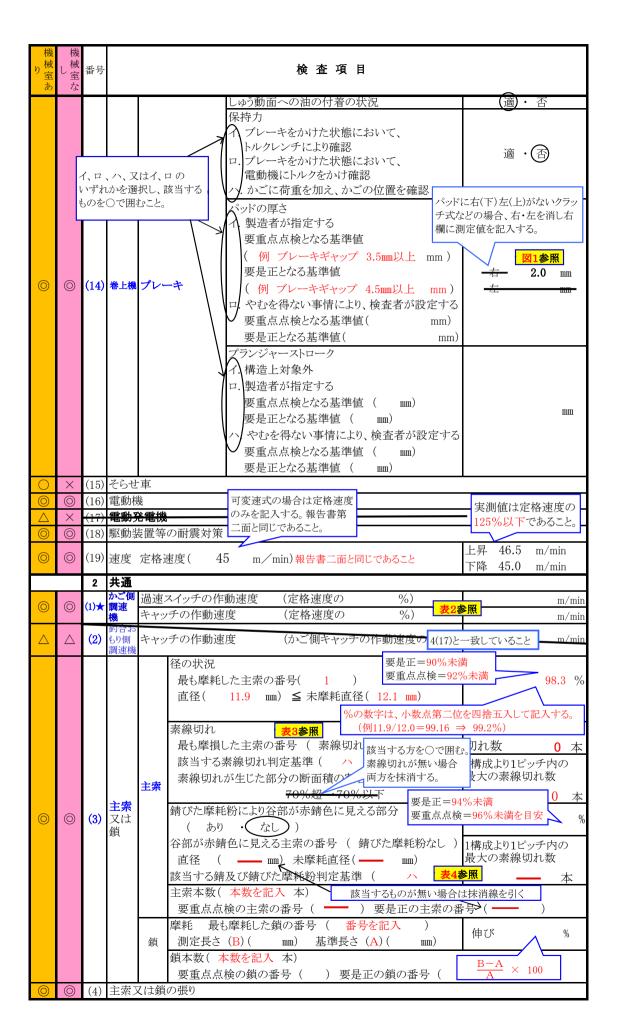
◎ 必ず該当あり			氏 名	
○ 該当する場合が多い	检查者	代表となる検査者		
△ 該当しない場合が多い		その他の検査者		
× 該当しない		ての地の検査を		

○○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるので、あくまでも目安とする。



数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。 また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。





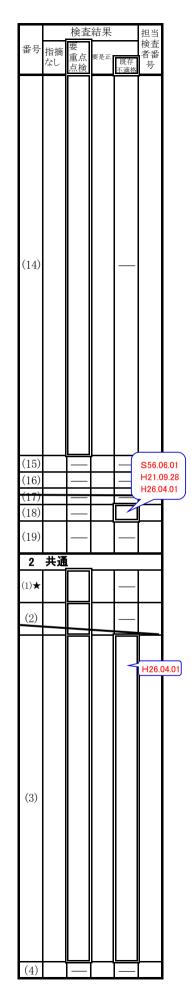
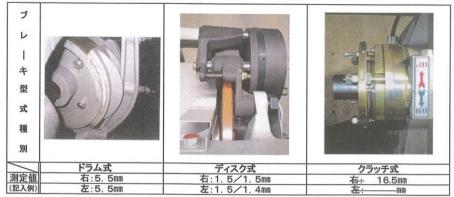


図1



1(14)ブレーキの検査項目の注意点(業務基準書2017年版 P245~248、追補版P1~2参照)

ブレーキは、油の付着状況、取付状況、制動力の状況、保持力の状況、パッドの厚さの状況、パッドとドラム及びディスクとの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャーの状況、ブレーキコイルの発熱の状況、構成機器の作動状況、摩耗紛の状況(電気制動式)、作動時の状況(電気制動式)の検査をする必要がある。

- *摩耗紛があるとき、パッド以外の摩耗紛がある場合は、『要是正』とすること。
- *低昇降行程、小容量エレベーターで、かご床面積が1.1㎡を超えるものは、積載量の1.75倍の保持力があることを確認する必要がある。
- パッドの厚さの検査において

製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむをえない事情により、 検査者が設定する基準により判定する場合は「ロ」を選択する。

(注意)

- ①要重点点検及び要是正の基準値を設定すること。
- ②前回検査時<u>(初回検査の場合は初期値)</u>のパッドの厚さが「不明」の場合、**『要重点点検』**の 指摘になる。
- <u>*ブレーキパッドが写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図等を添付すること。</u>

表2

定格速度 2(1) かご側調速機

(業務基準書2017年版 P245~248参照)

) =2/ml	過速スイッチの作動速度	(定格速度の — %)	63m/min以下	
45m以下	かご側調速機	キャッチの作動速度	(定格速度の ― %)	過速スイッチと同様又は 68m/min以下	
45m超	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度	(定格速度の 130 %以下)	測定値 m/min	
4011100		キャッチの作動速度	(定格速度の 140 %以下)	測定値 m/min	
	2(2) 釣合おもり側調速機				
	かごのキャッチ速度より大きくかつ110%以下				

2(3)主索、4(6)調速機ロープ の記入について (業務基準書2017年版 P249~256、P283~285参照)

表3 ■素線切れがある場合の「**該当する素線切れ判定基準**」欄の記入方法 以下のような記号を組み合わせて記入する。

 素線切れの判定記号

 1 素線切れが平均的に分布する場合

 (ハ)
 2 素線切れが特定の部分に集中している場合

 (2 - ロ)
 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合

 場合
 4 谷部で素線切れが生じている場合

判定結果の記号

- ✔ 要是正判定の場合
- □ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合
- *主索に著しい損傷、変形(キンク・傷・よりの不整)が発生し異常音等がある場合は、 『要是正』とすることから、判定基準欄は(損傷-イ)もしくは(変形-イ)と配入する。
 - ■錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合の

4 「**該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準**」欄の記入方法

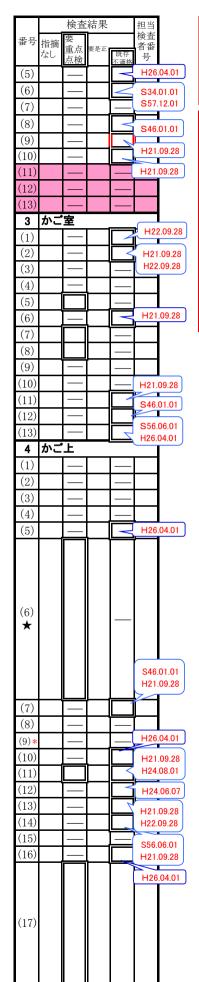
以下のような記号を組み合わせて記入する。

	以下のよりは記号を組み合わせて記入する。					
	錆及び錆びた摩耗粉の判定記号					
	1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合					
例	2 点状の腐食が多数生じている場合					
(ハ) (1 - イ) 等	3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える 部分の直径の錆が無い部分の直径に対する 割合が94%未満である場合					
	4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える 部分がある場合					

判定結果の記号

- ✓ 要是正判定の場合
- □要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

機械室	機械を	番号	検 査 項 目		
0	0	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部		
\triangle	\wedge		主索又は鎖の緩み検出装置		
\triangle	\triangle	(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置 巻胴式エレベーターが対象		
	0	` ′	はかり装置		
0	0		戸開走行保護装置		
	0		地震時等管制運転装置		
×	0		降下防止装置 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象		
$\stackrel{\wedge}{\times}$	Δ		換気設備等		
$\stackrel{\wedge}{\times}$	\bigcirc		※制御盤扉昇降路内に制御盤がある場合		
			かご室		
	0		かごの壁又は囲い、天井及び床		
0	0		かごの戸及び敷居		
0	0		がこのア及り放店 かごの戸のスイッチ		
0	0		ホーニのアのスイック 床合わせ補正装置及び着床装置		
	×		本には、		
\bigcirc	<u>×</u>	` ′	中止め、		
			が、操作盛及い衣示奇 操縦機		
X	X	,	探袱機 外部への連絡装置		
	0	,	外部への連絡装直 かご内の停止スイッチ		
	0				
	0		用途、積載量及び最大定員の標識 かごの照明装置		
0	0				
0	0		停電灯装置 既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る		
	\cup		かごの床先		
	0		かご上 かご トの億 はってい ま かご トの億 はってい ま		
0	0		がこ上の停止ペイツケ (例11.9/12.0=99.16 ⇒ 99.2%)		
0	0		頂部安全距離確保スイッチ		
0	0		上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ		
	Δ	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材 要是正=90%未満 主に巻胴式		
	\circ	(5)	頂部網車 要重点点検=92%未満		
			速機の 径の状況		
	がは 美		A A MILL OF THE PARTY OF THE PA		
2	017年	-版 P2	83 参照 素線切れ 表3 参照 該当する方を○で囲む。 素線切れが無い場合		
			成当りる糸林切れ刊た基準(1-)、) 両方をは消する		
0	0		報油機 系統切れが生した部分の断面積の割合		
			ロープ 70%超・70%以下 要見正=91% 表満		
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 要重点点検=96%未満を目安		
			(あり・な))		
			直径 (—— mm) 未摩耗直径(—— mm) 表生表 是 7 次 表4 参照		
		(F)	成当りる朔及い朔の心悸和初刊足を中(
0	0		かごの非常救出口		
0	0		かごのガイドシュー等		
0	0		*かご吊り車		
0	0		ガイドレール及びレールブラケット		
0	0	` ′	施錠装置		
0	0		昇降路における壁又は囲い		
0	0		乗り場の戸及び敷居		
0	0	(14)	昇降路内の耐震 イ~ニの いずれか該当		
0	0		移動ケーブル及するものを○で囲む。		
0	0	(16)	釣合おもりの各部 巻胴式エレベーターは対象外		
			形式 ・ 次第ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式		
			作列の状況 表5 参照		
			釣合おもり		
\triangle	\triangle	(17)	非常止め ロ・ 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す エレベーターは		
			装置 発光ダイオード、信号等により確認 対象外 対象外		
	2(2)	一致	していること ハノ非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認		
			(二) スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが 動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認		
			判川* 9 、工光入『は映川・阪ルによまじめることと惟祕		



2(9) 戸開走行保護装置

(業務基準書2017年版 P260~261参照)

第二面の備考欄に認定番号と名称を記入し、内容を記載した書面(検査事項・検査方法・判定基準・初回(前回)との比較値・検査結果等)を添付する。

改修などで<u>戸開走行保護装置を取り付ける場合は、必ず特定行政庁へ確認すること。</u>

2(10)地震時等管制運転装置

(業務基準書2017年版 P261~264参昭)

- 1. 適用除外となるエレベーター
 - ①昇降行程が7m以下のエレベーター(乗用、人荷用、寝台用)
 - ②荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター(かご内に操作盤が無く、人が乗らないもの)
 - ③段差解消機、いす式階段昇降機
- 2.地震時等管制運転装置の内容
 - ①P波及びS波管制運転、かご内への運転情報の表示、予備電源の設置
- 3. 地震時等管制運転装置が既存不適格になる条件(概要)
 - ①鉛直方向(P波)に、0.025~0.1m/s×s(2.5~10gal)又は水平方向(S波)に生じる3.0m/s×s(300gal)以下の過速度を検知できない。
- ②かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ、かごの戸を開き又かご内から 開くことができる。
- ③自家発電設備又は停電時のバックアップ電源装置を有していない。
- ④かご内へ運転情報の表示装置がない。
- *新法対応への改修の場合は、特定行政庁へ確認をすること。

3(8)外部への連絡装置

(業務基準書2017年版P274~275)

- ・外部連絡装置が「要是正」扱いとなる場合について
- 1・常時連絡が可能でないと考えられる場合

但し、外部でインターホンとうの鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されている等の適切な措置が講じられている場合は「指摘なし」と判定する。

- 2・停電時検査を適切に実施していない場合
- 3・複数の外部連絡装置を設けているが、すべての検査を行っていない場合 但し、一つの外部連絡装置で場合は、当該装置のみを検査し、他は特記事項欄に記入
- 4・外部連絡装置がエレベーターの三方枠又はその付近の壁といった、シャッター 等で覆われてしまう場所に設置されている場合

4(9)かご吊り車 4(18)釣合いおもりの吊り車 6(8)かご下綱車

組合せ例	例1	例2	
* 4(9) <u>かご</u> 吊り車	0		
* 4(18) 釣合おもりの吊り車	0	0	
* 6(8) <u>かご</u> 下綱車		0	
※4(18)釣合おもりの吊り車がある。	場合は、	かごを上っ	₹.
吊っているか、かごの下に綱車だ	ぶあるかと	ぎちらかで	判定する。
4(9) かご吊り	綱車	:かごを	4(18) 釣合 おもりの吊り車 上で吊っている場合

表5

4(17)釣合おもり非常止め装置

(業務基準書2017年版 P299~300参照) (業務基準書2017年版 P312~314参照)

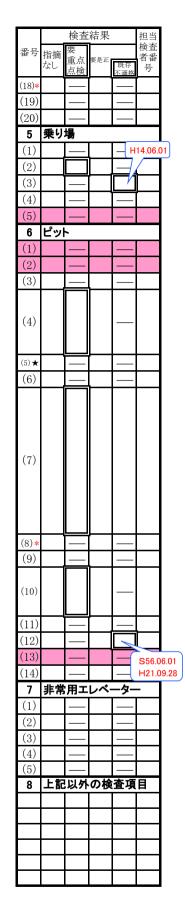
6(7)かご非常止め装置

 定格速度
 形式

 45m以下
 早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 調速機がない場合はスラックロープ式

 45m超
 次第ぎき式 (おもり側に限り60m/min以下はスラック式でも可)

が財室	機械室	番号	検 査 項 目				
\bigcirc	0	(18)	* 釣合おもりの吊り車				
0	0		かごの戸の開閉機構 手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある				
0	0		かごの枠				
	0	` ′	乗り場				
0	0		押しボタン等及び表示器				
0	0		非常解錠装置				
Δ	\triangle	(3)					
\triangle	\triangle	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 オープンタイプのエレベーター				
X	$\overline{}$	(5)	※制御盤扉 三方枠に制御盤がある場合				
		6	ピット				
X		(1)	保守用停止スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象				
X	0	(2)	底部安全距離確保スイッチ 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象				
0	0	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ				
			形式 : ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝な				
0		(4)	緩衝器 劣化の状況 該当するものを○で囲む。 適・ 否				
0	0	(4)	及び 作動の状況(油入式のものに限る。) [護当するものを〇で囲む。				
			油量の状況(油入式のものに限る。) 適・ 否				
0	0	(5)	★ 張り車				
0	0	(6)	ピット床 表5参照 該当するものを〇で囲む。				
_			形 式 【星ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープス】				
0	0	(7)	かご非常 止め装置 ロ・非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハノ非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認				
			ニスラック式のものにあたっては、主索を緩めた後にかごが動かず、				
^		(0)	シ 主索が緩んだままであることを確認				
\triangle	0		主索が緩んだままであることを確認 *かご下網車				
△ ⊚	\triangle	(9) (10) 遷	主索が緩んだままであることを確認 *かご下網車 釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部 接衝器形式				
△○○		(9) (10) 巻 (11)	主索が緩んだままであることを確認 *かご下綱車 釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部 緩衝器形式 (なれて・油入式・緩衝材				
		(9) (10) (11) (12)	主索が緩んだままであることを確認 *かご下綱車 釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部 緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 表6参照 制御方式 交流 1 (2) 段制御・その他 前回の定期検査時 mm) 移動ケーブル及び取付部 ピット内の耐震対策				
△○○○×		(9) (10) (11) (12) (13)	主索が緩んだままであることを確認				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14)	*かご下綱車 動合ロープ又は釣合鎖及び取付部 数合おもり底部すき間 胴式エレベーターは対象外 移動ケーブル及び取付部 移動ケーブル及び取付部 ピット内の耐震対策 駆動装置の主索保護カバー 東の枠 駆動装置の主索保護カバー 主索が緩んだままであることを確認 該当するものを○で囲む。 表名参照 制御方式 交流 1 (2) 段制御・その他 前回の定期検査時 (mm) 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象 かごの枠				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14) 7	主索が緩んだままであることを確認				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14) 7 (1)	主索が緩んだままであることを確認				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14) 7 (1) (2)	主索が緩んだままであることを確認				
		(10) (11) (12) (13) (14) 7 (1) (2) (3)	主索が緩んだままであることを確認				
		(10) (11) (12) (13) (14) 7 (1) (2) (3) (4)	主索が緩んだままであることを確認				
		(10) (11) (12) (13) (14) 7 (1) (2) (3) (4)	主索が緩んだままであることを確認				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14) (1) (2) (3) (4) (5)	主索が緩んだままであることを確認				
		(9) (10) (11) (12) (13) (14) (1) (2) (3) (4) (5)	*かご下綱車 釣合ロープ又は釣合鎖及び取付部 緩衝器形式 (まね式・油入式・緩衝材) 動合おもり底部すき間 制御方式 交流 1(2) 段制御・その他 表7参照 移動ケーブル及び取付部 『シット内の耐震対策 駆動装置の主索保護カバー 駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象 かごの枠 非常用エレベーター かご呼び戻し装置 一次消防運転 二次消防運転時の速度 m/mi 予備電源切替え回路 その他 上記以外の検査項目				



5(3)乗り場の戸の遮煙構造

(業務基準書2017年版 P302~304参照)

- 第二面備考欄に認定番号と名称を記入する。
- ・検査者が、建物の防火区画等の構成状況を判断することは困難であることから、遮煙構造の 要否の判断は行わず乗り場の戸に遮煙構造が施されている場合に確認すること。
- ・検査方法は、「遮煙性能を有するエレベーター乗り場戸の認定シール」の有無により、気密材の 劣化状況を判断する。 気密材がない時は項目を抹消する。 気密材がある場合、停電時の戸閉機 能、火災時の戸閉機能、戸開時間(戸の面積が3㎡以内のものに限る。)を確認する。

<参考>機械室あり・機械室なし(駆動装置の上部/下部)にある項目の違い

番号•検査項目	機械室有	機械室なし	
		駆動装置上部	駆動装置下部
2(11)降下防止装置	(無)	(無)	(有)
4(5)頂部綱車	Δ	(無)	(有)
6(1)保守用停止用スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(2)底部安全距離確保スイッチ	(無)	(無)	(有)
6(13)駆動装置の主索保護カバー	(無)	(無)	(有)

※ (無)の場合・・・番号・検査項目から担当検査者まで抹消する

※ (有)の場合・・・検査結果を判定する

※ △は装置が付いているものもある

2(13) 5(5)制御盤扉

※機械室なしエレベーター制御盤扉について

制御盤設置の関係

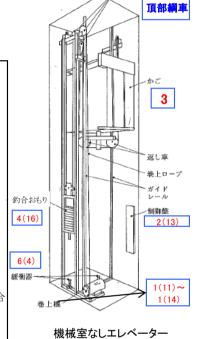
	例1	例2	例3
2(13) 制御盤扉	○	×	×
	(有)	(無)	干渉せず
5(5) 制御盤扉	×	○	×
	(無)	(有)	(無)

記入例1 昇降路内に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤扉	0			
E/E) 出版的版章				
5(5) 門岬盆排				

記入例2 三方枠に制御盤がある場合

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
2(13) 制御盤扉				
5(5) 制御盤扉	0			
記入例3 昇降路	済内にあって;	かご及び釣り	合おもりと干	渉しない場
	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
9(19) 制御処司				
乙(13) 用竹叶蓝牌				
5(5) 制御盤扉				



4(5)

(駆動装置下部)

6(10)釣合おもり底部すき間 (業務基準書2017年版 P315~316参照)

前回検査時(初回検査の場合は初期値)の測定値を確認できない場合は、

(一)とし、「要重点点検」と判定してください。

(ロープの取替えや調整により、前回測定値から大きく変化した場合は、 検査結果表の特記事項欄に特記すべき事項として記入してください。)

表6

かご、釣合おもりと緩衝器の距離

70 年 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
		最小距離 mm		
定	E 格速度	かご、釣合おもり側		
m/min		・交流1段制御・交流2段制御	その他	
ばね緩衝器	15を超え30以下	225	115	
緩衝材	30を超えるもの	300	150	
油入緩衝器	すき間があること			

表7

緩衝器形式

定格速度	形式
60m/min 以下	ばね式 (油入式もある)
60m/min 超え	油入式

大臣認定を受けた緩衝器は、余白に形式を記入し、大臣認定番号は<mark>第二面備考欄</mark>に記入すること。(ゴムバッファ・緩衝器無し等)

※ 判定結果は基準書の判定基準に準じた内容であること

特	特記事項					
14 10 7						
要是正の記入例						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	
1(4)	救出装置 (<mark>要是正</mark>)	バッテリー切れのため制動装置等の作動が 出来ない。		バッテリーの交換が 必要です。	見積り提出 中により未定	
2(3)	主索又は鎖 (<mark>要是正</mark>)	素線切れが平均的に分布しており、1構成より 1ピッチ内に5本の素線切れがある。		主索の交換が必要です。	月(和暦で記	
要重点点検の記入例						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	
1(14)	ブレーキ (要重点点検)	パッドの厚さが要重点点検の基準値になっており 重点的な点検が必要である。		ブレーキパッドの交換が 必要です。		
2(3)	主索又は鎖 (<mark>要重点点検</mark>)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える 箇所がある。		主索の経過観察が 必要です。		
6(10)	釣合おもり底部すき間 (要重点点検)	釣合おもり底部すき間が次回定期検査時までに 検査標準(JISA4302)の「かご、釣合いおもりと 緩衝器の距離」の規定を満たさない恐れがある。		保守点検時に注意が必要です。	—	
既存不適格の記入例						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	
1(18)	駆動装置の耐震対策	・ロープガード等の状況・転倒及び移動を防止するための処置の状況	・ロープガード等なし又は 寸法が基準を満たして いない・巻上機の移動防止なし・電動発電機の移動防止なし・制御盤等の転倒防止措置なし・耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	・ロープガード等の取付 け又は寸法が基準を満 たす事を要望します。 ・巻上機、電動発電機の 移動防止、制御盤等の 転倒防止措置の改善を 要望します。 ・平25国告第1047号(マ シンビーム)に適合する ように改善を要望しま す。	—	
その他の記入例 検査項目ではないが、特記事項としてあげる場合の記入例						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	
その 他	かご内の照明装置カバー	かご内の照明装置のカケしている。	・一にひび割れが発生	かご内の照明装置の カバー取替えの検討を お願いします。		